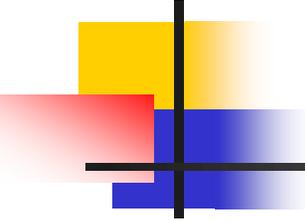


監査懇話会

第254回 監査実務研究会

会計/開示不正と 監査役等の責任

2021年11月30日（火）
石油資源開発株式会社
常勤監査役 下村恒一
公認不正検査士（CFE）



本日の発表内容

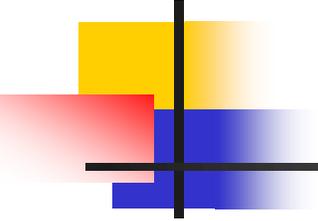
1. オリンパス事件
2. 有価証券報告書の虚偽記載
3. 会計限定監査役の任務懈怠
4. 問題提起

当社概要と自己紹介



社名	石油資源開発株式会社
本社	東京都千代田区丸の内1-7-12（日本監査役協会の隣）
沿革	1955年に特殊会社として創立、1970年に民間会社として再発足
事業内容	国内外における石油、天然ガスの探鉱・開発・生産・販売 2020年に天然ガス火力発電所（118万KW）運転開始
規模	売上高 2,400億円、従業員 1,780人（2021年3月期、連結）
機関設計	監査役会設置会社
会計監査人	EY新日本有限責任監査法人

- 1982年 入社以後、20年間海外事業を担当
- 2003年 IPO（東証一部）、広報IRを担当（5年間）
- 2008年 海外事業部門に復帰（10年間）
- 2018年6月 常勤監査役に就任（現在4年目）
- 2021年3月 公認不正検査士（CFE）資格認定

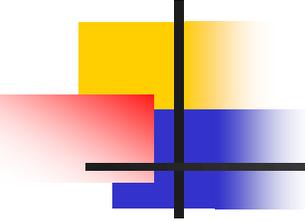


1. オリンパス事件

- 監査役の善管注意義務
- 専門家の意見
- 有報の虚偽記載の時効

事案の紹介①

- オリンパスは、1985年（プラザ合意）以後の円高により減少した営業利益を補うため、金融資産の積極的運用に乗り出したが、1990年のバブル崩壊を受けて金融資産の損失が増大。含み損は、1990年代後半には1,000億円近くに及んでいた。
 - 2000年から売買目的の金融商品について時価会計が義務化
- 会社は、含み損が生じた金融資産を連結決算の対象外のファンドに簿価で買い取らせ、損失を分離（飛ばし）した後、その損失を解消するため、①国内のベンチャー企業3社の株式を高値で買収、また、②英国ジャイラス社の買収に伴い高額な手数料をファンドに支払った（①と②の合計1,350億円を支出）。



事案の紹介②

- 会計監査人のあずさ監査法人は、国内3社の買収に伴い過大計上された「のれん」の減損を会社に要求し、会社は一部の減損に応じた。しかしながら、同監査法人は金商法193条の3に基づく通知を怠り、辞任後、後継監査人（新日本監査法人）との引継の手續も十分に行われなかった。
- 2011年、社員の内部告発を受けた雑誌（FACTA）のスクープと解任された外国人社長の指摘により不正が発覚した。会社は、取締役19名、監査役5名に対して損害賠償を請求し、2020年に最高裁でようやく決着した。

会社の役員に対する損害賠償請求訴訟

取締役 19名	責任調査委 2012.1.8	和解 ① 2016.3.24	東京地裁 2017.4.27	東京高裁 2019.5.16	最高裁 2020.10.26
A	199億円		1億円	0円	0円
B	199億円		1億円	0円	0円
C	859億円		587億円	594億円	594億円
D	738億円		587億円	594億円	594億円
E	700億円		587億円	594億円	594億円
F	40億円		29百万円		
他 13名	各 24~46億円	71百万円			
合計 (上限)			587億円	594億円	594億円

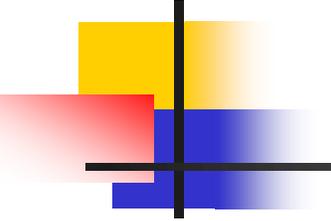
損害の内訳

- ① 損失の分離
- ② 損失の解消
- ③ 剰余金の配当
- ④ 自己株式取得
- ⑤ 発覚後の対応

監査役 5名	責任調査委 2012.1.20	和解 ② 2016.5.12	和解 ③ 2017.11.28
X	38億円		21百万円
他 4名	46億円	12百万円	

2013年7月に東京地裁は取締役C、D、Eに懲役（執行猶予）、法人としてのオリンパスに罰金7億円の判決を下した。

2012年7月に金融庁は新日本とあずさの両監査法人に業務改善命令を下した。



監査役の善管注意義務違反①

X監査役は、経理部長時代に取締役C、D、Eから金融資産の含み損飛ばしの相談を受け、処理に加担していた。さらに、常勤監査役に就任後も損失の公表や処理の適正化を業務執行側に促さず、社外監査役にも事実を共有しなかった。

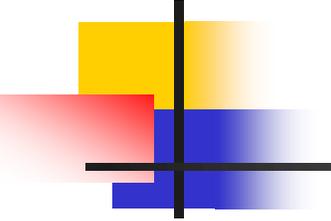
監査役の善管注意義務違反②

他の監査役4名

- 国内3社の買収に関して、監査法人（あずさ）から投資額が多めで、大きなリスク要因であるとの指摘を受けていたが、取締役会で異議を述べず、調査も要求しなかった。
- 監査役の監査においてジャイラス社の買収に係る手数料が190億円であることを知り、それが取締役会の承認額（110億円）を超えることが明らかであるにもかかわらず、必要な監査権限を行使しなかった。
- 2011年に外国人社長から取締役会でPwC調査に基づく会計不正の指摘があり、取締役C、Dなどからの反論で外国人社長の解任決議がなされたときも、PwC調査内容の事実確認など、その後の監査を行わなかった。

第三者委員会の分析

- 経営トップや幹部による不正に対する監視機能が働かなかった。
- 悪い意味での**サラリーマン根性の集大成**
- ワンマン体制に異論を述べるのが憚られる雰囲気醸成されていた。
- 正しいことでも異論を唱えれば外に出される覚悟が必要だった（外国人社長の解任を見れば明らか）。
- 役員には、問題がありそうだと察せられるとき、事を荒立てず、大過なく職務を乗り切ろうとする意識があった。
- 取締役にはイエスマンが多く、取締役会は形骸化していた。
- 監査役会として異議を述べた形跡はなく、経営トップにおいても、それを良しとして、指摘されることを嫌っていた。
 - **異を唱えていたら、味方になってくれる人はいたか？**



どうすればよかったのか？

- 監査役会が依頼した「2009年委員会」の調査（後述）や外国人社長によるPwC調査など、業務執行側（取締役C、D、E）と敵対的な環境下で、限られた時間内に独自に事実究明の調査を行おうとしても、限界があった。
- 監査役としては、社外取締役とも協議しながら第三者委員会の招集を提案するなどの対応が考えられた。

倫理感と「モノが言えること」

ビジネス法務の部屋（山口利昭） 2011年12月12日

- （解雇された外国人社長とは違う）普通取締役や監査役は、証拠もないのに「たぶん悪いことが起きているけど、間違っていたらどうしよう」という心理状態で「悪いことは悪い」と堂々と言えるか？
 - 会社法388条（費用の請求）は本当に有効か？
- 取締役の資質や倫理感、覚悟はもっともだが、それらが取締役や監査役に備わっていることと「経営トップにモノが言える」こととはダイレクトには結び付かない。その間を結ぶ何かを試行錯誤しなければ問題解決にはならない。
 - 2020年の公益通報者保護法改正により役員も保護の対象となった。
- 不正と推定される行為や不正調査を開始する要件を社内規則によって形成していくことも考えられる（そんな簡単なものではないといわれそう）。
 - 何らかの仕組みが必要、例えば、取締役会決議を無記名投票にしたら如何？

カウラの突撃ラッパ①

第二次世界大戦史上、捕虜による最大の暴動事件

- 終戦1年前の1944年8月5日、豪州ニューサウスウェールズ州カウラ（当時の人口3千人の田舎町）にあった戦争捕虜収容所で日本陸海軍の捕虜1,104名が自殺的な暴動を起こした（死亡者234名、重傷者108名）。
- 増え続ける日本兵捕虜を一つの収容所では収容しきれず、連合軍が一部の捕虜を他の収容所へ移動させようとしたことに端を発し、南忠男という海軍パイロットが先頭に立って突撃ラッパを鳴らしたと言われている。

➤ 本当にそうだったのか？

- 生存者の証言①「南は、英語を勉強していて、脱走も試みたが、失敗した」
- 生存者の証言②「暴動の計画はなかった。収容所の待遇は悪くなかったし、楽な生活だった。捕虜を移動するという話を聞いても、どうすることもできず、単に不満を述べていただけ」



出典：鎌田真弓編『日本とオーストラリアの太平洋戦争』（2012年）p. vの地図より作成

カウラの突撃ラッパ②

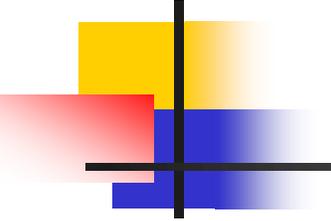
- 生存者の証言③「収容所の新入りで、暴動の翌日首を吊って死んだ男（下山）が『貴様らそれでも帝国軍人か』と言い出して、事態（膠着状態）は変わってしまった」
- 生存者の証言④「二人（下山と星野）が出撃を力説したが、ほかの（穏健派）班長たちの提案により投票で決めること（無記名による多数決）になった。・・・
 - 暴動を止めさせる起死回生の策となるはずだった。
 - ・・・集計の結果、暴動が可決してしまったが、振り返れば、あの二人に引きずられた付和雷同の結果だった。誰かが反論していれば、あんなことにはならなかったかもしれない」
- 生存者の証言⑤「やはり卑怯者といわれることを恐れて、○をつけたのかもしれない」
- 生存者の証言⑥「南は下山のことを『脱走しようとしたこともなくせに、えらそうなことばかりいっている』と言っていた」
 - 社内で誰もやりたくないのに、やめられないようなことはないか？
 - 会社にも刑事罰を認めれば不正を予防できるのか？（注：組織罰を実現する会）

専門家の意見①

- あずさ監査法人は、国内3社の買収価格とジャイラス社買収に係る手数料を問題視した。また、会社が適切な会計処理（減損）を行わないため、常勤監査役Xに対し、減損を行わなければ、金商法193条の3に基づく法令違反などの事実を発見したときの通知を監査役会に出すと迫り、ようやく会社は減損に応じた。
- 監査役会は、弁護士、公認会計士を含む3名の外部専門家（2009年委員会）に調査を依頼したところ、2009年委員会は、**不十分な調査であることを前提**に、違法、不正、善管注意義務違反があったと評価するほどの事情は確認できなかった旨の報告書を提出したため、監査役会は監査法人に「取締役の善管注意義務違反、手続的瑕疵は認められない」と報告した。
 - **結論だけ鵜呑みにしてしまったのではないか？**

専門家の意見②

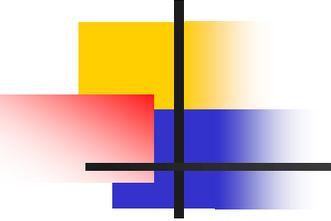
- あずさ監査法人は、会社が減損処理を行うとしたため、**財務諸表の適正性の確保に重大な影響を及ぼす可能性は減少した**として無限定適正意見を出した。
 - 「合理的根拠がないのに監査意見を表明しないことは正当化されない」
 - 「そんなことをしたら会社、株主から訴訟が提起されるリスクがある」 ⇒ 会計監査を職責とする監査法人にこのようなリスクを負担させてまで、不正、違法行為の発見を要求することを法は予定していない。
 - 「金商法193条の3の通知義務はないとの見解を外部の弁護士から得た」 ⇒ 会社と利害関係がない法律の専門家が適法と判断しているのに、専門家でない監査法人が不正と判断して通知することまで法は要請していない。
 - **疑わしい取引でも会計処理が正しければ、それでよいのか？**



裁かれなかった罪

週刊東洋経済（2021.3.20）企業事件簿 Case File No. 3

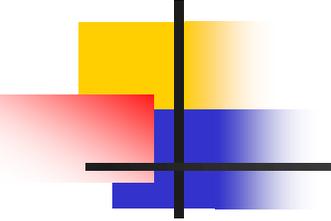
- 高裁判決は、取締役A、Bの損失分離（飛ばし）への関与を認定したが、有報の作成、提出には関与していない（有報虚偽記載の時効は5年）として、因果関係を限定的に捉え、刑事に引っ張られる形で、民事の責任追及も終わった。
 - 古い有報が間違っていたと分かってても、どれだけの意味があるか？
- 会社の上告理由書「高裁判決が通れば、複雑なスキームを構築して巧妙に隠蔽工作を行えば責任を免れる、また、発覚を退任後に遅らせることに成功すれば、やはり責任を免れるという誤った認識を与えることになる。その不当性、非合理性は一見して明らか」



参考資料（オリンパス事件）

- 2011年12月6日 第三者委員会 調査報告書
- 2012年1月8日 取締役責任調査委員会 報告書
- 2012年1月20日 監査役等責任調査委員会 報告書
- 2012年3月29日 新日本有限責任監査法人オリンパス監査検証委員会 報告書

- 監査役事件簿（真田宗興）同文館出版、FILE 38
経営判断原則の監査とは何か - デューデリジェンスなしの買収議案
- サムライと愚か者 暗闘オリンパス事件（山口義正）講談社
- カウラの突撃ラッパ 零戦パイロットはなぜ死んだか（中野不二男）文藝春秋
- 週刊東洋経済（2021年3月20日）企業事件簿 Case File No. 3（高橋篤史）
裁かれなかった罪 オリンパス損失隠しの主犯
- ビジネス法務の部屋（山口利昭）
2011年12月12日、14日、2013年7月8日、2017年4月28日



2. 有価証券報告書の虚偽記載

- 有報「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載
- 不正、誤謬と課徴金
- 誤謬による虚偽記載

有報「コーポレート・ガバナンス の状況」の虚偽記載①

- 2020年1月30日、金融庁は、日本フォームサービスに対して、売上の前倒し計上、売上原価の過小計上、固定資産の減損損失の先送りなどの不正会計に加えて、「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載を理由として課徴金（2,400万円）命令を出した。
- 証券取引等監視委員会（SESC）が開示検査事例集（2020年8月）の中で、「**コーポレート・ガバナンスの状況**」の虚偽記載を課徴金納付命令勧告の対象とした、初めての事案として紹介している。
- 「原則月1回の取締役会を開催」と記載されていたが、実際には、年3回しか開催されず、重要なことは社長ミーティングで決められていた。
- 「監査役は会計監査人と意見交換をしている」と記載されていたが、実際には、意見交換をしたことはなかった。

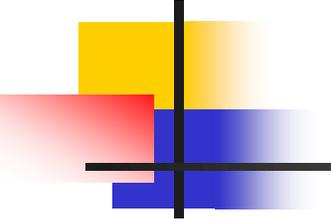
有報「コーポレート・ガバナンス の状況」の虚偽記載②

- 「監査役（3名）は、重要な会議に出席し、取締役の職務執行を厳密に監査した」と記載されていたが、常勤監査役は、**出席した重要な会議において取締役の職務執行の適法性について確認せず**、ある社外監査役は、取締役会に年1回出席するのみで、取締役の職務執行の適法性について監査せず、他の社外監査役も、取締役会に年2～3回しか出席せず、出席しても、会社の業務に関する質問や法律的なアドバイスにとどまっており、十分な監査をしていない。
- 2019年6月21日の第三者委員会報告書によれば、**経営会議で会計操作がやり取りされたが、常勤監査役は事実を確認しないまま放置、社外監査役、会計監査人と情報を共有していなかった**。また、監査役会は開催されておらず、会計監査人の選任、報酬も社長の意向で決められていた。

有報「コーポレート・ガバナンス の状況」の虚偽記載③

第三者委員会は、粉飾決算が話し合われた社長ミーティングや経営会議では、**社長の指示に異を唱えるものはいなかった**と報告している。

- 社長「来週の社長ミーティングまでに今期の経常利益をプラマイゼロまでもっていく案を出してくれ」
- 経理責任者「会計の数字をいじるのは嫌だったが、社長の指示に逆らえず、会計監査人に知られなければいいと思った」
- 社長「私の部下は、金融庁や東証から指摘を受けるほど重大だとは受け止めておらず、小手先で数字をいじることは大きな問題ではないと考えていた」
 - 2016年12月28日の有報（連結損益）では、当期純利益が▲797百万円のところを6百万円と記載。



不正、誤謬と課徴金

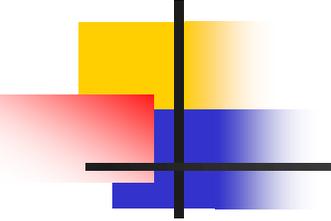
三宅英貴（弁護士） アンダーソン・毛利・友常法律事務所

- 金商法の課徴金制度は、故意を必要としない。誤謬による虚偽記載も課徴金の対象となり得る。
- SESCの開示検査では、**形式的要件が充足すれば、それだけで課徴金勧告をするような硬直的な運用はされていない。**意図性、悪質性、自浄作用の有無などにより、行政処分に値する事案を選別している。
- 単なる軽過失による虚偽記載が課徴金の対象となるケースは少ないと思われるが、**内部管理体制に問題があって、法律的には重過失と評価できそうな事案については対象になると考えておく必要がある。**

記述情報の開示検査

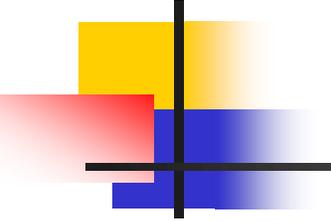
「市場の守り人」浜田康（SESC）

- 役員報酬が10億円のところを4億円と記載しても、純利益が2,000億円なら投資の意思決定に影響ない。10億円もらおうが、20億円もらおうが、財務情報の評価には影響ない。
- 会社法の観点からは、役員報酬は、純利益との比較ではなく、受託責任を果たしたかという信認の程度により定められるべきであり、役員の働きと報酬を比べる判断に影響を及ぼすような虚偽記載には重要性がある。
- 単なる「打ち上げ花火」は、虚偽記載と呼んでもよいが、関係者全員が信じていたら証拠の入手は困難。虚偽を摘発するだけの十分なロジックはない。
- 虚偽を摘発するより、より良い開示、より分かりやすい開示を推奨することに力を入れることに意味がある。
 - 金融庁「記述情報の開示の好事例集」



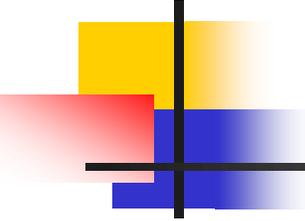
誤謬による虚偽記載

- 2006年12月6日、金融庁は東日本ハウス（現：日本ハウスHD）に証券取引法違反による課徴金（200万円）命令を出した。
- 2005年10月期の有価証券報告書において、退職給付引当金の過小計上により、連結純資産が34億円のところを38億円と記載、経常利益が15億円のところを22億円と記載したため、重要な事項につき虚偽の記載があったとした。
 - 第三者の検証が行われなかったのではないか？
- 退職給付会計には、将来の退職給付見込額、年金資産の期待収益率、平均残存勤務期間など、見積りの要素が多い。



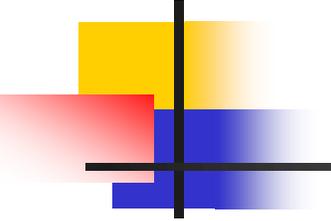
参考資料（有価証券報告書の虚偽記載）

- 2020年10月5日 監査懇話会HP 監査役事件簿（眞田宗興）No. 47
監査をしていなかったとされた監査役 - 日本フォームサービス会計不正事件
- 令和2年8月開示検査事例集（証券取引等監視委員会）
【事例8】「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載
- 2019年6月21日 日本フォームサービス 第三者委員会報告書
- 開示検査と会計不祥事対応の実務（三宅英貴）金融財政事情研究会
- 市場の守り人（浜田康）同文館出版



3. 会計限定監査役の任務懈怠

- 事案の紹介
- 裁判所の判断
- 山口弁護士ブログ
- 残高証明書（大和銀行事件）



事案の紹介

- 株式会社X（大会社でも公開会社でもない印刷業、会計監査人非設置）の経理担当者AがXの当座預金をAの普通預金に移す方法により、10年間（2007～2016年）で126回、合計235百万円を横領した。
- 監査役（会計限定、公認会計士）は、第50期（2007年5月期）ではカラーで偽造された銀行の残高証明書を原本と認識していたが、以後4年間、第51期（2008年5月期）～第55期（2012年5月期）は、白黒コピーの証明書を原本の写として認識していた。
- Xは、監査役の任務懈怠により横領の発覚が遅れたとして、監査役の監査期間に横領された221百万円のうち111百万円の損害賠償を監査役に求めた。
- 横領当時の経理担当取締役は現在Xの代表取締役、また、当時の他の取締役は損害賠償請求をされていない。

裁判所の判断①

千葉地裁（2019年2月21日）

- 監査役は残高証明書の原本の提示を求めることが容易であるにもかかわらず、漫然と証明書の写を実査しただけであり、任務懈怠が認められるとして、第50期を除く監査期間の横領額（57百万円）を限度としてXの請求を認容した。

東京高裁（2019年8月21日）

- 会計限定監査役は、特段の事情（信頼性の欠如が容易に判明可能）がない限り、会計帳簿を信頼して監査をすれば足りる。特段の事情がなければ、証拠を直接確認するなどして、不適正な記載を積極的に調査発見すべき義務はない。
- Xが一部の役員に対して狙い打ち的に損害賠償請求することは、信義則違反であり、権利の濫用でもある。

裁判所の判断②

最高裁（2021年7月19日）

- 監査役は、会計帳簿が信頼性を欠くことが明らかでなくとも、計算書類等が会社の財産および損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかを確認するため、**会計帳簿の作成状況について取締役**に報告を求め、**基礎資料を確かめる**などすべき場合がある。
- 会計限定監査役にもそのような権限が与えられていることに照らせば、会計限定監査役についても異なるものではない。

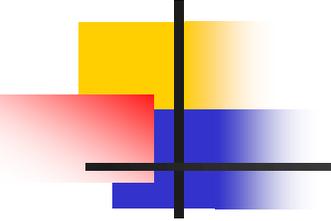
原判決を破棄、原審に差戻

- Xの口座預金の重要性、管理状況に照らして、監査役の監査が適切であったか否か、さらに審理を尽くして判断する必要がある。
- 任務懈怠が認められたとしても、相当因果関係のある損害の有無について審理をする必要がある。
 - **信義則違反、権利の濫用は？**

裁判所の判断③

最高裁の草野裁判長の補足意見

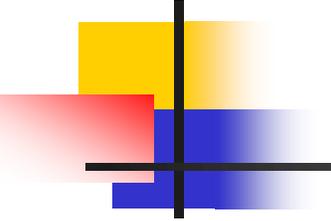
- 会計限定監査役は、公認会計士である必要はないので、資格を有していたとしても、専門的知見に基づく監査をする義務はない。監査役の属性により職務内容が変わるものではなく、口座の管理状況に照らして、実際の残高と会計帳簿の相違を発見することが、通常の会計限定監査役に合理的に期待できるか否かを見極めた上で判断すべき。
 - 会社との間に監査役の責任を加重する合意がなくても、専門性は期待されるのではないか？今後、スキルマトリックスの開示との関連は如何か？
- 原本の提示を求めていれば残高の相違が発見できたかといえるか否かについて慎重に判断する必要がある。
 - 監査役がカラーの証明書をどのようなものと認識したか？
 - カラーと白黒の証明書の形状、様式、内容の相違の有無、程度
 - Xの会計管理システムの仕組み、態勢
 - カラーの証明書と同様の形状、様式、内容を備えたものの作成の難易



山口弁護士ブログ①

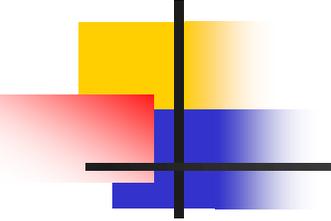
ビジネス法務の部屋（2021年7月20日）

- 一審（千葉地裁）が監査役の任務懈怠を認めた根拠
 - 会社は経理担当者が少なく、不正の蓋然性が高い。
 - 監査役は会計士かつ税理士で、善管注意義務の水準は通常より高い。
 - 監査役は証明書が明らかに写であることを認識しており、原本の提示を求めることが容易であるにもかかわらず、行っていない。
- 草野裁判長の補足意見は「ちょっとそれは違うかもしれませんよ」という意味で興味深い。



山口弁護士ブログ②

- 会計限定監査役には業務監査権限がないとしても「債権者や株主のためにもっとやるべきことがあったのではないか」と原審に投げかけた意味は大きい。
- 経理部職員の業務をチェックしたり、内部統制の状況を精査することまで必要ないが、どうもおかしいと考えたら取締役に質問することが善管注意義務の実践として求められる。
- 会計限定監査役ではなく、業務監査を行う監査役に本件が実務上の意義を持つのかについては、専門の研究者の解説を待ちたい。
 - 会計限定監査役でも、数字だけ見ていればよいというわけにはいかないのであれば、普通の監査役はもっとしっかりやらなければならない、ということになるではないか？



大和銀行事件①

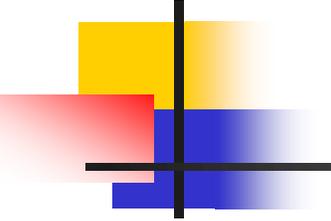
- 大和銀行ニューヨーク支店の日本人トレーダー（井口）が取引で生じた損失を取り戻そうとして、長年にわたり、無断で米国財務省証券などを簿外で売買し、その隠蔽のために保管残高証明書を作り替えていた。
- 同支店には公認会計士の社外監査役が会計監査人とともに往査し、会計監査人が保管証券残高報告のコピーと照合するのを是認していたので、株主代表訴訟では善管注意義務違反を認定されたが、1,100億円の損失との因果関係が薄弱のため損害賠償責任はないとされた。なお、井口が不正を行っていた7年間に3度の内部監査、国税庁調査、大蔵省検査、FRB検査があったが、いずれも預託機関のバンカーズトラストの残高報告書のコピーと照合するに止まっていて、事件は井口から本店頭取へのこれ以上隠せないという告白によって発覚した。

大和銀行事件②

- 告白①「1988年にはニューヨーク支店として初めて内部監査人を雇い、証券取引の検査をさせたが、肝心のところが漏れていた。私（井口）はバンカーズトラストの保管証券残高書のコピーをとり、金額が相違する部分の数字を切り貼りしてコピーをとり直し、残高書として使っていたが、内部監査人は、直接預託機関に確認せず、怠慢にも私が作り変えた残高書をそのまま使っていた」
- 告白②「私は地雷（発覚）をかわすために何ら特別な手を打っていない。バンカーズトラストに預けてある証券の残高をチェックしさえすれば全てが発覚していた」
 - 誰も確かめようと思わなかったのか？

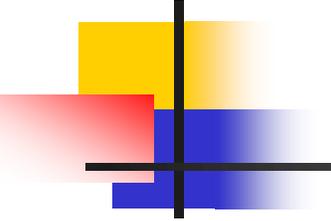
9.11を予見していた？

- 1993年2月26日、ニューヨークの世界貿易センタービルの地下2階の駐車場で、テロリストによる爆破があり、6人が死亡、1,000人以上が負傷した。建物の強度が爆弾の破壊力を上回っていたため、倒壊は免れた。
- この爆破には情報提供者がいて、彼は、**FBIは爆破を予見できたのに、防ぐことに失敗したと言いたかったが、FBIによって口止めさせられたことが後日明らかとなった。**
- 告白③「私は（独房で）隣のイシュメル（爆破の中心人物）と壁を隔てて、よく話をした。イシュメルに『あの時俺は隣の世界金融センタービルの35階で働いていたんだ。ドカーンと大爆音がして飛行機がぶつかったのかと思ったよ』と言ってやった」
 - **不正は予見できるのか？**



参考資料（会計限定監査役の任務懈怠）

- 監査懇話会HP 監査役事件簿（眞田宗興）
2020年3月6日 No. 40 それは監査役の責任か
2021年10月15日 No. 51 最高裁は「監査役の責任あり」
- 令和3年7月19日 最高裁第二小法廷判決
- 商事法務ポータル SH3692（2021年7月20日）明治大学 弥生真生教授
会計限定監査役の任務 – ミクロの不幸、マクロの幸せ？
- 2021年7月20日 ビジネス法務の部屋（山口利昭）
会計限定監査役の「監査見逃し責任」を厳しく問う最高裁判決（破棄差戻）
- 告白 元大和銀行ニューヨーク支店（井口俊英）文藝春秋
- West Law Japan 判例コラム第245号 弁護士 龍野滋幹
会計限定監査役の計算関係書類の監査における注意義務の内容



4. 問題提起

- 監査役の有事（不正）における対応
 - モノが言えるための覚悟と仕組み
 - 残高証明書の確認
- 専門家の意見
 - 適切なアドバイス
 - 会社法388条の有効性
- 有報（財務情報と非財務情報）の虚偽記載
 - 時効の問題
 - 故意でない、誤謬による虚偽記載